

田村市 集落支援員だより

都路地区



令和5年8月1日から集落支援員3名が活動を開始しました!

令和5年度 田村市集落支援員(都路地区)実施体制図

西戸	松葉	平内	大地	中作	平蔵	言神	強梨	持藤	上道之内	下道之内	石黒	新町	横町	戸屋	小滝	地見	場々	南	馬洗	上山	下山	石橋	大久保	頭ノ巢	合子
----	----	----	----	----	----	----	----	----	------	------	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	-----	-----	----

岩井沢地区

担当支援員 | 松本文子



これからの都路町をどうしたら良いか、皆さんに聞いて行政に伝えたいと思います。訪問した時にはよろしくお願ひします。

古道地区

担当支援員 | 森谷ハルイ



研修を受けて学びながら行動したいと思っています。年代別の生活の仕方や、どこまで土地や家を守っていくかなどを聞いていきたいです。

大久保地区

担当支援員 | 吉田イ子



始まったばかりでまだ分からないことも沢山ありますが、与えられた仕事をやるだけ頑張って、集落を元気にしてみたいと思います。

伴走支援

福島大学
藤原遥研究室

連携

田村市集落支援員設置業務受託機関
特定非営利活動法人あぶくま山の暮らし研究所

理事長:青木 一典 事務局長:荒井 夢子 集落支援員担当職員:山代治恵子

連絡・調整

田村市(企画調整課)

都路行政局

田村市集落支援員の活動は SNSでも情報発信しています!

ホームページ

<https://shurakushien.asli.fukushima.jp/>



総務省「集落支援員制度」について

趣旨・概要

- 過疎地域等に所在する集落の多くは、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家や耕作放棄地の増加などが重大な問題となっています。これらの問題に対応するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方自治体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施することが大切です。
- 集落支援員は、地方自治体(県・市町村)からの委嘱を受け、市町村職員と連携しながら集落住民と共に **集落対策を推進** します。

役割1

集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民と共に集落の現状と課題を把握し、分かりやすく整理すること

想定される実施方法

集落の現状と課題の把握
集落の巡回、住民宅の戸別訪問、電話・アンケート調査、集会所での会合による聞き取り等

自治体職員との共有・課題の整理
自治体職員と集落支援員の定期的なミーティング・報告会等

役割2

集落のあり方に関する話し合いの促進

①の結果を活用し、集落の現状と課題、あるべき姿について、住民同士や住民と市町村との間での話し合いを促進し、共通認識の形成を図ること

想定される実施方法

集会所での会合による課題の共有・意見交換、ワークショップ開催等



役割3

地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

話し合いを通じて得た集落の維持・活性化対策について、住民・行政と連携しながら取り組むこと

想定される実施方法

集落活性化のための計画作成支援、地域行事の企画・開催支援、高齢者の見守り・買い物など生活上の支援等



参考: 総務省資料

集落支援員・地域おこし協力隊の違い

	集落支援員	地域おこし協力隊
求める人材	地域の実情に詳しい内部人材	3大都市圏など都市部の外部人材
活動期間	制限(上限)なし	3年を上限とする
活動内容	集落の点検や状況把握が基礎的活動 共通: 地域課題の解決・地域おこし活動	地域に居住しての幅広い地域協力活動
兼務・副業	他の役割との兼務が可能	活動に支障のない範囲で副業を認めることがある
求められる成果	点検等を踏まえた必要な施策の実施	活動地域への定住・定着

参考: 総務省資料



お問い合わせ

田村市集落支援員設置業務受託機関

特定非営利活動法人あぶくま山の暮らし研究所

TEL/FAX 0247-75-2055 〒963-4701 田村市都路町古道字蒲生河原26番地1

メール shurakushien@asli.fukushima.jp <https://shurakushien.asli.fukushima.jp/>

